

令和元年9月25日

託送供給約款の変更の認可について

中国経済産業局から、広島ガス株式会社（法人番号 2240001009205）によるガス事業法第48条の第2項の規定による託送供給約款の変更の認可申請に関する、ガス事業法第177条の第1項第7号の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、ガス事業法第48条第4項に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該変更の認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙のとおり中国経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙)

官 印 省 略
20190919 中国第 10 号
令和元年 9 月 25 日

中国経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給約款の変更の認可について (回答)

令和元年 9 月 18 日付け 20190906 中国第 8 号 により、貴職から当委員会に意見を求められた託送供給約款の変更の認可については、認可することに異存ありません。